沖縄市通所型サービス・活動Ｃ事業
事業者募集要領

沖縄市　健康福祉部　介護保険課
地域支援担当

沖縄市通所型サービス・活動Ｃ事業（かふう教室）
事業者募集要領

１．募集の趣旨

沖縄市通所型サービス活動・C 事業の実施にあたり、沖縄市の求める事業内容に最も適する事業者を公平性かつ適正な選定を行うことを目的として、委託事業者の公募を行う。

２．応募教室数及び実施場所

（１）応募教室数

①令和 9 年度令和 10 年度どちらも応募すること。

②令和 9 年度

リハビリ専門職 2 名配置に対し定員 8 名を 1 教室とし、全体で 6 教室募集する。1 事業所の応募上限は 4 教室までとする。

ただし、書類審査及び面接審査の合格基準を満たした全応募事業所の合計教室数が、募集教室数（6 教室）に達しない場合に限り、優先交渉権者から順次 6 教室まで交渉可能とする。

③令和 10 年度

リハビリ専門職 2 名配置に対し定員 8 名を 1 教室とし、全体で 8 教室募集する。1 事業所の応募上限は 5 教室までとする。

ただし、書類審査及び面接審査の合格基準を満たした全応募事業所の合計教室数が、募集教室数（8 教室）に達しない場合に限り、優先交渉権者から順次 8 教室まで交渉可能とする。

（２）実施場所

①業務仕様書に定める事業を市内で実施すること。

②市内全域の利用者に対応すること。

３．事業の概要

（１）事業名

通所型サービス・活動Ｃ事業

（２）委託名称

沖縄市通所型サービス・活動Ｃ事業業務委託

（３）事業内容

沖縄市通所型サービス・活動Ｃ事業業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

（４）委託期間・教室開始時期

①契約期間

令和９年４月１日から令和 11 年３月 31 日（２年間）

②教室の開始時期

令和９年４月

（５）提案上限額

１教室あたりの提案上限額（年額）は、令和９年度 3,629 千円、令和 10 年度 3,951 千円とする。

＊提案内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

＊この金額は、企画提案のための上限であり、契約金額ではない。

４．応募資格要件

応募者は次の条件を全て満たすものとします。

（１）応募する団体は、沖縄市内に事業所を有し、実際に事業の運営主体となる医療法人、介護事業所等であること。

（２）市が定める人員、設備及び運営に関する基準を満たし、業務仕様書に基づくサービスの提供ができること。

（３）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しないこと。

（４）介護保険法第 78 条の２第４項各号及び第 115 条の 12 第２項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

（５）国税、県税及び市税の滞納のないこと。

（６）法人又は法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

５．審査までの手続き

（１）質問の受付及び回答

本事業内容や応募要領等について質問がある場合は、質問書（様式４）にて次のように行うこと。

①質問受付期間は令和８年 11 月２日（月）から令和８年 11 月６日（金）16 時までとする。

②提出方法は電子メール（a42chiiki@city.okinawa.lg.jp）にて提出すること。未送達防止のため、担当者へ質問を送信したことの連絡を行うこと。

③電話や口頭での個別対応は行わないものとする。

④質問への回答方法は市公式ホームページにて公開する。

⑤最終回答は令和８年 11 月 13 日（金）とする。

（２）応募申請及び提案書の提出

①提出書類

様式	提出書類名
様式 1	沖縄市通所型サービス・活動 C 事業　事業者応募申込書
様式 2	申込事業者の概要
様式 3	沖縄市通所型サービス・活動 C 事業　企画提案書 ※3（3）従事者体制については教室ごとに作成すること。複数教室に同一職員の配置も可能とする） ※リハビリ専門職については資格証を添付すること
資料 1	見積書（任意様式）
資料 2	国税及び地方税の滞納がない証明書
資料 3	企業・団体・法人に関するパンフレット、定款の添付

②提出期間・時間

令和 8 年 11 月 17 日（火）から令和 8 年 11 月 24 日（火）

午前 9 時から午後 5 時まで（土日及び台風等による閉庁日は除く）

③提出部数　正本１部

副本７部（資料２についてはコピーを添付）

④提出先

沖縄市健康福祉部　介護保険課　地域支援担当

（沖縄市役所　地下２階　介護保険課）

⑤提出方法

持参による提出とする。郵送による提出は受け付けない。

⑥提出に関する留意点

ア．提出書類は A4 縦型フラットファイルに左綴じとし、指定の用紙をつけ、全書類に通しのページ数とインデックス（①提出書類の様式名　例）様式１）を付し、表題「令和 9、10 年度沖縄市　通所型サービス・活動 C 事業者申込書」と法人名（団体名）を明記すること。

イ．提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ．提出締め切り後は、提出書類の訂正、追加、変更を認めない。

エ．書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

オ．提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

６．審査及び選定について

沖縄市介護予防事業委託事業者選定委員会設置要綱における作業部会において、６．（３）審査項目に基づき書類審査及び面接審査を行いその結

果をもって、選定委員会にて優先交渉権者を選定する。

（１）選定方法

①書類審査の合計点数が基準点（６割）を上回り、かつ上位４事業所以内が面接審査の対象とする。

②複数応募事業者がいる場合は、書類審査及び面接審査どちらも基準点（６割）を上回り、かつ合計得点が最高得点の事業者を優先交渉権者とする。

③採点が同点の場合は、面接審査の得点が高い事業者を優先交渉権者とする。

④書類審査、面接審査どちらも同点の場合、人員配置の項目の合計が高い事業者を優先交渉権者とする。

⑤応募資格要件を満たしていない応募者については、書類審査及び面接審査は行わないものとする。

（２）面接審査について

①日時

令和８年 12 月 22 日（火）午後に実施予定

（予備日：令和８年 12 月 23 日（水）午後）

＊日時については、提出書類に基づき、応募資格要件の確認及び書類審査を行った後、各応募者へメールにて令和８年 12 月４日までに通知する。

②場所

沖縄市役所　＊詳細については後日、通知する。

③方法

ア．応募書類（様式 3）の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。（プレゼンテーション 15 分以内、質疑応答 10 分程度）。

イ．パワーポイント、動画等を活用し実施してよいものとする。ただし、応募書類以外の追加資料の提出は認めない。

ウ．機器（パソコン等）を利用する場合には、大型ディスプレイと延長コード以外の機材を持参すること。

エ．出席者は、提案の実施責任者や実際に業務に携わる責任者等３名までとし、発表者は実際に業務に携わる責任者とする。

（３）審査項目

次の審査項目を踏まえ審査を行う。

項目	内容
法人概要	・法人理念、運営方針、委託に適した法人であるか
法人実績	・介護予防事業等の実績
運営の基本理念	・応募の動機について ・運営方針について
人員確保	・１教室あたり理学療法士等2名、補助員1名の従事者の確保（見込み）及び配置計画があるか ・管理栄養士等、歯科衛生士等、保健師等の確保（見込み）及び配置計画があるか
業務内容	・プログラム内容・タイムスケジュールについて ・セルフマネジメントの習得に向けた支援について ・個別訪問によるアセスメントについて ・リエイブルメントの考え方に基づいた動機づけ面談の実施方法について（考え方及び具体的な手法） ・動機づけ面談以外の利用者の過ごし方について ・余暇やボランティア活動、通いの場、一般介護予防事業等の社会参加、家庭内役割の獲得等、日常生活の活動量維持・向上に資する取り組みの支援方法について
管理体制	・送迎体制について ・事故の対応と防止等体制について ・個人情報の保護・管理について ・職員の資質向上を図るための取組について ・事業所内部及び市、関係機関との連携について
事業者独自の提案	・仕様書に記載のない事業者独自の効果的な提案

（４）審査結果の通知

選定委員会の審査結果後、令和９年１月中旬以降に審査実施者全員に対して個別に通知する。

（５）優先交渉権者

①優先交渉権者は、次の７．契約に関する事項を踏まえ、決定を受けることにより受託事業者となる。

※よって、最終的な契約額と提出された見積額は必ずしも同額とならない点に留意する事。

②優先交渉権者と協議が整わない場合、次点の交渉権者と協議を行う。
③募集教室数（令和 9 年度 6 教室、令和 10 年度 8 教室）のうち、優先交渉権者が応募上限（令和 9 年度 4 教室、令和 10 年度 5 教室）まで受託可能とし、募集教室数に達するまで次点の交渉権者と順次協議を行う。
④書類審査及び面接審査の合格基準を満たした全応募事業所の合計応募教室数が募集教室数に満たない場合に限り、優先交渉権者から順次令和 9 年度 6 教室、令和 10 年度 8 教室まで交渉可能とする。
⑤優先交渉権者が辞退する場合は、決定通知から 5 日以内に書面（任意様式）にて市に報告すること。

7．契約に関する事項

（1）見積徴取の相手先として特定

優先交渉権者を、本契約に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施する。ただし、次のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定する。

①優先交渉権者が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。
②優先交渉権者が、沖縄市から指定停止を受けることとなったとき。
③優先交渉権者の見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
④優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
⑤その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったとき。

（2）請負契約金額

請負契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

（3）業務委託実施条件

提案書に記載した配置予定従事者は、特別の理由により受託者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

8．再公募

受託事業者の選定ができなかった場合、その他の必要がある場合は、再公募を行う。

９．応募に係るスケジュール（予定）

下記の日程は予定であり、変更になる場合がある。

内容	日程
募集要領の告示開始	令和８年 11 月 2 日(月)
質問受付期間	令和８年 11 月 2 日(月)～11 月 6 日(金)
質問の最終回答日	令和８年 11 月 13 日(金)
企画提案書提出期間	令和８年 11 月 17 日(火)～11 月 24 日(火) 午前９時から午後５時まで
面接審査日	令和８年 12 月 22 日(火)又は 23 日(水)予定
選考結果通知	令和８年１月中旬
委託契約締結	令和８年１月後半以降
事業実施	令和９年４月

１０．提出先・問合せ先

沖縄市役所　健康福祉部介護保険課　地域支援担当

電話：098－939-1212（内線 3086）

E-mail：a42chiiki@city.okinawa.lg.jp　　担当：新里、中根、長嶺